

事例 5

パスポート窓口が 身近に



権限移譲事務 旅券法に基づく事務

事例紹介
伊平屋村

移譲受け入れの経緯

伊平屋村ではこれまで、住民がパスポートを申請する際、村役場で戸籍謄（抄）本を取得し、フェリーで本島へ渡り、沖縄県旅券センター北部分室（名護市）で申請する必要があった。そのため、手続きに交通費や時間がかかる等の状況が生じていた。

これらの課題を解決するとともに、村役場窓口で申請・受け取りが完結するワンストップサービスを実現するため、平成 22 年度から権限移譲を受け入れることとした。

取組・効果

権限移譲後、役場でパスポートの申請・受取ができるようになった。このことにより、県旅券センター北部分室への移動に必要だったフェリー代等の交通費及び時間がかからなくなり、住民の負担が軽減された。

<権限移譲前の状況>



本村独自の取組として、村内に県証紙を取り扱う金融機関等がなかったことから、役場内で県証紙を購入できるようにするため、県と協議・調整を行い、平成 22 年 6 月に村が「沖縄県証紙売りさばき人」の指定を受けた。このことにより、パスポート申請窓口（住民課）で証紙の販売ができるようになった。

平成 27 年度のパスポート申請実績は 17 件で、県旅券センターと連携を密にし、申請書の入念な確認、正確な処理に努めている。

<役場窓口の様子>



なお、パスポートの申請には、写真を添付する必要があるが、村内には証明写真を撮る機器、写真館等がない。そのため、役場職員がデジタルカメラで撮影を行っている。しかし、写真審査において、輪郭ラインに影がある、画質が荒い等の理由で受理されず、撮り直しが必要となる場合があり、課題となっている。

住民の声

住民からは「本島に行かなくて済むので便利になった」などの意見が寄せられている。

（担当課：伊平屋村住民課）

平成 29 年 3 月作成